

資料No. 1

令和元年度第2回及び第3回血液事業部会について

- ・ 令和2年度の献血の推進に関する計画について ······ 1
- ・ 令和2年度の献血の受入れに関する計画について ······ 8
- ・ 令和2年度の血液製剤の安定供給に関する計画について ······ 19

令和2年3月
厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課

令和2年度の献血の推進に関する計画について（概要）

1. 趣旨

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。

今般、令和2年度の献血推進計画を定めるもの。

2. 内容

○ 法第10条第2項に基づき、献血推進計画は次に掲げる事項について定めることとされている。

第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

第2 当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項

第3 その他献血の推進に関する重要事項

○ 上記の事項について、平成30年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、令和2年度の献血推進計画を定める。なお、平成31年度の献血推進計画からの主な変更点は以下のとおり。

① 第2の事項において、以下の取組について具体的な内容を追加

・ 国及び採血事業者による血漿分画製剤の安定供給を確保するための取組

・ 採血事業者による若年層の複数回献血を推進するための取組

② 第3の事項において、災害時等における医療需要に応じた必要な血液量を確保するための取組等について記載を整理

3. 根拠法令

○ 法第10条第1項

4. 告示日等

○ 告示日：令和2年3月下旬（予定）

○ 適用期日：令和2年4月1日（予定）

令和2年度の献血の推進に関する計画

令和 年 月
厚生労働省告示第 号

- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和2年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

第1 令和2年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 令和2年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤51万リットル、^{しょう}血漿製剤26万リットル、血小板製剤17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和2年度には、全血採血による133万リットル及び成分採血による88万リットル（^{しょう}血漿成分採血58万リットル及び血小板成分採血30万リットル）の計221万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2 第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

平成30年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和2年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び^{しょう}血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織

等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関する民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、北海道において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等についてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿^{じょう}分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。
- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。

- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(エ) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子と一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。
- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の導入等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るために、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血できなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めるることは可能である。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和3年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のた

めの施策を見直すことが必要である。

- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

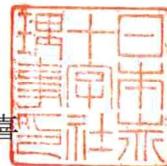


血企第24号
令和2年2月14日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

日本赤十字社

理事 高橋 孝喜



令和2年度の献血の受入れに関する計画について

標記については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律第160号）第11条第1項の規定に基づき提出いたします。

令和2年度の献血の受入れに関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第11条及び同法施行規則第4条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、その目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和2年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和2年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で133万リットル、血漿成分献血で58万リットル、血小板成分献血で30万リットルの合計221万リットルとする。

第2 第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、特に400ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、北海道において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNSを含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等の紙広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の

情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保出来るよう成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。

また、企業等に対して、社員研修や社内広報等の機会を利用して「献血セミナー」や献血に関する情報提供等を実施し、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の労働者の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血について、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した複数回献血の呼びかけや献血予約の推進を積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、血小板や需要が増大している原料血漿を安定的に確保出来るよう、成分献血については、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、内容についても若年層の嗜好を考慮した効果的な広報を行う。また、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤について分かりやすく説明するため、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤について分かりやすく説明するため、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら、献血セミナーを積極的に実施するほか、地域事情を考慮しつつ、献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）や献血セミナーを通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

（2）採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかつた方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

イ 献血者の利便性の向上

（ア）常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。

(イ) 移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会を提供する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用したWEB予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項

(1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200ミリリットル全血献血、400ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることがある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努める

とともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時又は不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保出来るよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は関東甲信越ブロックにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画を定め、献血の受入れが確実に行えるよう取り組む。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量が増加傾向にあることを踏まえ、成分献血において、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血する。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程において効率的な手法を導入することにより、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

令和2年度都道府県別必要量

プロック名	都道府県名	輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)					血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	令和2年度に必要な 血液量(①+②)(L)
		全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計		
北海道	北海道	0	30,400	13,560	9,009	52,969	52,668	105,637
	小計	0	30,400	13,560	9,009	52,969	52,668	105,637
東北	青森県	0	5,534	2,302	1,810	9,646	15,085	24,731
	岩手県	0	4,669	2,152	1,575	8,395	13,489	21,884
	宮城県	0	7,864	4,800	3,018	15,682	15,847	31,529
	秋田県	0	4,333	1,382	1,624	7,339	11,475	18,814
	山形県	0	4,216	1,843	1,133	7,193	9,989	17,182
	福島県	0	8,468	3,444	2,152	14,064	17,579	31,643
	小計	0	35,084	15,923	11,311	62,318	83,464	145,783
関東甲信越	茨城県	0	10,640	3,960	3,143	17,743	28,407	46,150
	栃木県	0	7,408	4,090	2,631	14,129	21,195	35,324
	群馬県	0	8,168	3,240	3,100	14,508	21,648	36,156
	埼玉県	0	25,943	11,658	7,020	44,622	50,699	95,321
	千葉県	0	24,643	13,680	6,794	45,117	51,963	97,080
	東京都	10	57,326	34,498	22,538	114,373	137,591	251,964
	神奈川県	0	32,112	17,671	10,135	59,918	76,582	136,500
	新潟県	0	7,840	3,060	3,023	13,923	28,812	42,735
	山梨県	0	3,072	1,320	711	5,103	10,823	15,926
	長野県	0	6,952	3,540	2,185	12,677	23,387	36,064
	小計	10	184,104	96,718	61,280	342,112	451,107	793,219
東海北陸	富山県	0	3,840	1,380	1,360	6,580	9,955	16,535
	石川県	0	3,440	1,860	1,510	6,810	10,707	17,517
	福井県	0	3,292	958	1,087	5,336	7,793	13,130
	岐阜県	0	7,576	3,468	2,203	13,247	15,927	29,174
	静岡県	0	13,720	5,928	4,431	24,079	35,699	59,778
	愛知県	0	26,624	14,772	8,826	50,222	70,346	120,568
	三重県	0	4,880	2,852	1,932	9,664	16,287	25,952
近畿	小計	0	63,372	31,218	21,349	115,939	166,715	282,654
	滋賀県	0	4,988	2,402	1,586	8,977	10,945	19,922
	京都府	0	11,530	7,516	4,300	23,346	23,545	46,890
	大阪府	0	42,800	23,400	13,095	79,295	89,779	169,074
	兵庫県	0	20,550	11,672	5,948	38,170	49,203	87,373
	奈良県	0	5,920	3,000	1,598	10,518	11,324	21,841
	和歌山県	0	4,576	2,400	1,336	8,312	9,827	18,139
中国四国	小計	0	90,364	50,390	27,862	168,616	194,622	363,239
	鳥取県	0	2,232	732	836	3,800	6,734	10,534
	島根県	0	2,092	962	935	3,989	6,151	10,141
	岡山県	0	7,952	3,840	2,572	14,364	21,570	35,934
	広島県	0	11,464	4,200	6,622	22,286	23,943	46,228
	山口県	0	6,340	2,842	1,637	10,819	10,718	21,537
	徳島県	0	3,112	1,068	1,100	5,280	8,185	13,465
	香川県	0	4,064	1,776	1,108	6,948	10,180	17,128
	愛媛県	0	5,664	2,328	1,422	9,414	13,475	22,889
	高知県	0	3,184	1,764	1,054	6,002	8,856	14,858
九州	小計	0	46,104	19,512	17,285	82,901	109,813	192,714
	福岡県	0	22,189	11,244	6,645	40,078	50,065	90,143
	佐賀県	0	2,560	996	542	4,098	8,791	12,889
	長崎県	0	5,934	3,004	2,054	10,992	12,727	23,719
	熊本県	0	7,887	3,360	1,940	13,187	17,610	30,797
	大分県	0	5,350	2,492	1,605	9,447	10,278	19,726
	宮崎県	0	4,431	2,034	1,493	7,958	11,095	19,053
	鹿児島県	0	7,525	3,310	2,025	12,860	16,701	29,560
	沖縄県	0	5,546	3,348	1,668	10,562	14,344	24,906
	小計	0	61,422	29,787	17,974	109,182	141,611	250,793
合 計		10	510,850	257,108	166,070	934,038	1,200,001	2,134,039

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和2年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

(L)

ブロッタ名	都道府県名	全血献血			成分献血			合計
		200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	
北海道	北海道	1,540	78,120	79,660	17,721	11,691	29,412	109,072
	小計	1,540	78,120	79,660	17,721	11,691	29,412	109,072
東北	青森県	196	13,180	13,376	1,332	6,243	7,574	20,950
	岩手県	184	12,358	12,543	2,245	5,341	7,587	20,129
	宮城県	352	23,580	23,932	6,774	10,607	17,381	41,313
	秋田県	146	9,827	9,973	2,388	4,796	7,184	17,157
	山形県	161	10,820	10,981	2,400	4,626	7,026	18,007
	福島県	304	20,392	20,696	4,855	7,803	12,658	33,354
	小計	1,344	90,157	91,501	19,993	39,417	59,410	150,911
関東甲信越	茨城県	554	26,676	27,230	5,369	11,829	17,198	44,428
	栃木県	828	19,071	19,899	4,682	11,569	16,250	36,149
	群馬県	446	21,446	21,891	5,418	12,357	17,775	39,667
	埼玉県	1,364	62,396	63,760	11,847	27,767	39,614	103,374
	千葉県	940	61,004	61,944	10,888	27,302	38,190	100,135
	東京都	2,273	147,554	149,827	40,661	69,887	110,547	260,374
	神奈川県	1,257	81,560	82,816	18,954	38,213	57,167	139,983
	新潟県	382	21,138	21,519	5,399	14,084	19,483	41,002
	山梨県	134	8,388	8,522	0	6,797	6,797	15,319
	長野県	139	18,420	18,559	3,889	12,493	16,383	34,942
	小計	8,315	467,653	475,968	107,106	232,299	339,405	815,373
東海北陸	富山县	168	9,624	9,792	2,288	4,511	6,800	16,592
	石川県	176	10,048	10,224	2,819	5,622	8,441	18,665
	福井県	140	7,960	8,100	0	4,043	4,043	12,143
	岐阜県	306	17,548	17,854	4,254	6,982	11,236	29,090
	静岡県	600	34,160	34,760	5,642	17,676	23,317	58,077
	愛知県	1,220	68,920	70,140	19,459	40,804	60,263	130,403
	三重県	30	13,820	13,850	4,196	9,241	13,437	27,287
近畿	小計	2,640	162,080	164,720	38,658	88,878	127,536	292,256
	滋賀県	133	14,781	14,914	2,455	3,433	5,888	20,802
	京都府	198	30,262	30,460	7,346	10,921	18,267	48,727
	大阪府	1,739	103,164	104,904	24,584	44,474	69,058	173,962
	兵庫県	808	57,992	58,799	11,727	23,201	34,928	93,727
	奈良県	198	13,207	13,405	3,210	4,860	8,070	21,475
	和歌山县	120	12,210	12,330	2,241	3,079	5,320	17,650
中四国	小計	3,196	231,616	234,812	51,563	89,968	141,531	376,343
	鳥取県	12	6,112	6,124	1,119	2,920	4,040	10,164
	島根県	3	5,291	5,294	1,772	2,493	4,265	9,559
	岡山県	286	21,149	21,435	5,388	9,292	14,679	36,114
	広島県	301	29,480	29,781	12,839	14,767	27,606	57,387
	山口県	97	16,196	16,293	1,808	2,994	4,801	21,094
	徳島県	15	8,103	8,118	1,645	2,957	4,601	12,719
	香川県	9	10,787	10,796	1,921	3,998	5,918	16,715
	愛媛県	9	14,815	14,824	2,439	6,279	8,718	23,542
	高知県	84	7,582	7,666	1,151	4,135	5,286	12,951
九州	小計	816	119,515	120,331	30,081	49,834	79,915	200,246
	福岡県	0	58,225	58,225	11,710	25,610	37,320	95,545
	佐賀県	110	7,186	7,297	2,319	5,604	7,923	15,220
	長崎県	132	15,325	15,458	3,283	6,835	10,118	25,575
	熊本県	163	20,510	20,672	4,269	7,902	12,172	32,844
	大分県	41	13,960	14,001	2,165	5,256	7,421	21,422
	宮崎県	28	12,147	12,175	1,877	4,686	6,562	18,737
	鹿児島県	52	18,528	18,579	3,092	6,870	9,962	28,541
	沖縄県	36	15,402	15,438	2,503	6,223	8,726	24,164
	小計	563	161,282	161,844	31,217	68,987	100,204	262,048
合計		18,414	1,310,424	1,328,838	296,340	581,074	877,413	2,206,251

※山梨県及び福井県では血小板採血を行わないため、血小板成分献血目標量が「0」となっていること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和2年度献血受入施設数等

別紙3

ブロック名	都道府県名	常設献血受入施設(箇所)	令和2年度中 増減数	移動 採血車 (台)			成分 採血装置 (台)	令和2年度中 増減数
					令和2年度中 増減数	令和2年度中 更新数		
北海道	北海道		7	17			56	
	小計		7	17			56	
東北	青森県	2		4			12	1
	岩手県	1		4			12	
	宮城県	2		6			27	△ 1
	秋田県	2		3		1	14	
	山形県	1		4			11	
	福島県	3		7			28	
	小計	11		28		1	104	
関東甲信越	茨城県	2		7		1	27	
	栃木県	2		6			27	
	群馬県	3		4			30	
	埼玉県	7		10		1	57	
	千葉県	6		10		2	65	
	東京都	13		19		3	158	
	神奈川県	8		12		2	92	
	新潟県	2		4		1	27	
	山梨県	1		3		1	9	
	長野県	3		4			32	
	小計	47		79		11	524	
東海北陸	富山県	1		3		1	10	
	石川県	2		4	△ 1		21	
	福井県	1		3			10	
	岐阜県	2		4			22	
	静岡県	3		9		1	36	
	愛知県	8		11		1	104	
	三重県	3		4			27	
近畿	小計	20		38	△ 1	3	230	
	滋賀県	2		4			15	
	京都府	3		6		1	35	
	大阪府	11		14			106	
	兵庫県	7		9		1	71	
	奈良県	2		4			22	
	和歌山县	1		5		1	11	
中四国	小計	26		42		3	260	
	鳥取県	2		2			13	
	島根県	1		2			8	
	岡山県	2		4			28	
	広島県	2		5			36	
	山口県	1		4		1	10	
	徳島県	1		3			9	
	香川県	1		3		1	11	
	愛媛県	1		4			16	
	高知県	1		3			9	
	小計	12		30		2	140	
九州	福岡県	5		11			55	
	佐賀県	1		2			11	
	長崎県	2		5			17	
	熊本県	2		4			23	
	大分県	1		4			11	
	宮崎県	1		4			10	
	鹿児島県	2		5			16	
	沖縄県	1		4			14	
	小計	15		39			157	
	合計	138		273	△ 1	20	1,471	

※「常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

※施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、令和2年4月1日時点の予定数であること。

各都道府県血液センターにおける主な取組（令和2年度）

①企業等への献血推進対策

No.	具体的対策	対象
1	都道府県(保健所)及び市区町村との連携やライオンズクラブ等の協力団体の支援により献血センターの増加を図る。	献血未実施の企業や献血協力企業等
2	企業内の新人研修、衛生委員会及び労働組合等における会合等の機会を利用し、献血セミナーを実施する。	企業・団体
3	移動採血車の配車が難しい事業所に対して、献血ルームでの献血協力依頼を行う。	企業・団体
4	各血液センターが作成したメタボ対策や高血圧予防のパンフレット等を用いて、献血後の検査結果を健康管理に役立てていただくよう推進する。	企業・団体

②複数回献血の推進

No.	具体的対策	対象
1	採血中、休憩中等にラブラッドの説明・勧誘を行うことで、会員増を強化する。	ラブラッド未加入者
2	ラブラッド会員に対して、献血依頼、健康管理意識向上のための講演会、その他イベント等の情報を発信し、会員の複数回献血を促進する。	ラブラッド会員
3	1年以上献血の間隔が空いている方に献血を依頼し、複数回献血への誘導を図る。	休眠献血者
4	次回の献血予約をされた方には記念品をお渡しする等のキャンペーンを実施し、献血予約を推進することで複数回献血につなげる。	全献血者

③若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	各血液センターのホームページやSNS、YouTube等を通して、10～30代の関心をもたせるような献血に関するイベント情報や受血者の方からのメッセージを発信する。	若年層全体
2	スポーツ団体や若年層に人気があるアーティストやアニメ作品とのコラボキャンペーンにより、献血に関する興味・関心をもってもらう。	若年層全体
3	高校生、大学生及び医療系を中心とした専門学校生を対象に、献血の重要性や各都道府県内の若年層献血者数推移等の情報を示した献血セミナーを実施する。献血実施予定の学校では、セミナー受講後に献血協力ができるよう調整を行う。	学生
4	学生献血推進ボランティアの募集及び活動を強化し、学生の視点から献血の呼びかけや献血セミナー、イベントの企画が実施できるよう支援する。	高校生・大学生

④小中学生や幼少期の子供とその親を対象とした取組

No.	具体的対策	対象
1	献血ルームのキッズスペースの整備等、子供連れの献血者も安心して献血できることを積極的に推進し、広報する。また、街頭等での献血実施の際、献血セミナーや子供向けミニイベントを実施し、子育て世代の方に献血に協力していただく。	幼少期の子供がいる親子
2	夏休み期間に合わせ、小・中学生が理解しやすいアニメーションやクイズを取り入れた献血セミナーや、各血液センターの施設見学や移動採血車の試乗、キッズ献血等を実施し、献血に関する興味・関心をもってもらう。	小学生・中学生

⑤血漿分画製剤用原料血漿確保に向けた取組

No.	具体的対策	対象
1	これまで主に全血献血をご協力いただいている方にも成分献血を勧めることで、赤血球製剤と共に原料血漿の確保につなげる。	全血献血者
2	成分献血者を中心に接遇時に次回献血可能日の案内と併せて次回予約を依頼する。次回予約をされた献血者には記念品等をお渡しする。	全献血者
3	体内の循環血液量を考慮した献血者への協力依頼を実施する。	全献血者
4	血漿分画製剤についての情報が掲載されているチラシや冊子を献血会場や献血協力団体等において配布することで、同製剤の普及啓発を図る。	一般の方

令和2年度の血液製剤の安定供給に関する計画について（概要）

令和2年3月
医薬・生活衛生局
血液対策課

1 制度の概要

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の血液製剤の安定供給に関する計画（以下「需給計画」という。）を定めることとされている。

2 内容

- 今般、令和2年度の需給計画を策定し、同計画において、
 - ・令和2年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量
 - ・令和2年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標
 - ・令和2年度に確保されるべき原料血漿の量の目標
 - ・令和2年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標
 - ・その他原料血漿の有効利用に関する重要事項を定めるもの。

3 根拠規定

- 法第25条第1項及び第6項

4 告示日等

- 告示日：令和2年3月下旬（予定）
- 適用期日：令和2年4月1日（予定）

令和2年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）

〔令和 年 月 日
厚生労働省告示第 号〕

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき定める令和2年度の血液製剤（法第25条第1項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。また、遺伝子組換え型ヒトフォン・ヴィレブランド因子は、令和2年3月25日に承認されたことから、令和2年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量等は記載していない。

- 1 アルブミン 加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換型人血清アルブミン
- 2 組織接着剤 フィブリノゲン加第XIII因子及びフィブリノゲン配合剤
- 3 血液凝固第VIII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子及び抗血液凝固第IXa／X因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体
- 4 血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第IX因子及び遺伝子組換え型血液凝固第IX因子
- 5 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子
- 6 血液凝固第XIII因子 ヒト血漿由来乾燥血液凝固第XIII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第XIII因子
- 7 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH4処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリ

- エチレングリコール処理人免疫グロブリン
- 8 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
 - 9 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
 - 10 アンチトロンビンIII 乾燥濃縮人アンチトロンビンIII及び遺伝子組換え型人アンチトロンビン

第1 令和2年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

令和2年度において必要と見込まれる血液製剤の量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を踏まえ、別表の血液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の（ア）欄に定めるとおりとする。

第2 令和2年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第1及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、令和2年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の量の目標は、別表の血液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の（イ）欄に定めるとおりとする。

第3 令和2年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第2を踏まえ、令和2年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、120万リットルとする。

第4 令和2年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

令和2年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の量の目標は、別表の血液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとに、同表の（ウ）欄に定めるとおりとする。

第5 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

1 原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第4の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次に定めるとおりとする。

1 原料血漿の標準価格は、(1)又は(2)に掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)又は(2)に定めるとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 凝固因子製剤用 | 12, 210 円／L |
| (2) その他の分画用 | 11, 180 円／L |

2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 日本製薬株式会社 | |
| イ その他の分画用 | 38万L |
| (2) 一般社団法人日本血液製剤機構 | |
| イ 凝固因子製剤用 | 31万L |
| ロ その他の分画用 | 34万L |
| (3) KMバイオロジクス株式会社 | |
| イ 凝固因子製剤用 | 15万L |
| ロ その他の分画用 | 4万L |

(注)

- 1 「凝固因子製剤用」とは、成分採血による採血後6時間以内又は全血採血による採血後8時間以内に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第VIII因子を含む全ての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。
- 2 「その他の分画用」とは、成分採血による採血後6時間以上又は全血採血による採血後8時間以上経過した後に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第VIII因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 令和2年度に輸出すると見込まれる血液製剤の種類及び量

令和2年度に輸出すると見込まれる血液製剤の量は、別表の血液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の(エ)欄に定めるとおりとする。

第6 その他

製造販売業者等は、平成13年3月に遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子の出荷一時停止、平成27年6月に一般財団法人化学及血清療法研究所が製造販売する血液製剤の出荷差止め並びに平成28年熊本地震及び平成30年北海道胆振東部地震による血液製剤製造設備の被災等による血液製剤の供給不足等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう一定量の在庫を保有することが望ましい。

また、血液製剤の輸出については、血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じないよう、配慮することが望ましい。

別表

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量 (ア)	(イ)	製造・輸入目標量			輸出見込量 (エ)	令和元年度末在庫量(見込)	供給可能量
				国内血漿 由来 (ウ)	輸入血漿 由来	遺伝子 組換え			
アルブミン	25% 50ml 1瓶	2,600,300	2,590,000	1,632,200	957,800	0	0	463,500	3,053,500
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	14,000	15,300	15,300	-	-	0	5,200	20,500
組織接着剤	cm ²	11,537,700	9,984,800	3,709,000	6,275,800	-	0	2,094,900	12,079,700
血液凝固第VIII因子	1000単位 1瓶	661,400	625,800	55,700	-	570,100	0	274,300	900,100
	延人数	84,100	100,200	0	-	100,200	0	0	100,200
血液凝固第IX因子	1000単位 1瓶	106,900	115,400	18,900	-	96,500	0	33,500	148,900
インヒビター製剤	延人数	12,500	13,200	1,000	2,200	10,000	0	1,100	14,300
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	1000単位 1瓶	16,300	14,000	-	14,000	-	0	2,300	16,300
血液凝固第XⅢ因子	1瓶	122,500	105,000	-	105,000	0	0	17,500	122,500
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	2,707,600	2,738,800	2,300,800	438,000	-	0	467,200	3,206,000
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	14,900	15,800	1,200	14,600	-	0	17,600	33,400
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	11,300	12,500	-	12,500	-	0	14,300	26,800
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	46,400	43,700	-	43,700	-	0	30,300	74,000
アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	453,100	405,900	218,700	-	187,200	0	78,500	484,400
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	200	800	800	-	-	0	100	900
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	36,000	41,100	41,100	-	-	0	10,300	51,400
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	8,200	7,000	-	7,000	-	0	1,200	8,200
ヘミン	0.25g 1管	200	100	-	100	-	0	100	200

(注1)数値は、製品の規格別に報告された数量を集計し、代表的な規格・単位(換算規格)に換算したうえ、四捨五入により100の整数倍で表示した。

(注2)「令和元年度末在庫量(見込)」及び「供給可能量」の表は、参考である。